

○内閣(内閣官房)及び内閣府(内閣府本府)

・内閣官房及び内閣府本府における物品の管理等について(内閣総理大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

内閣官房及び内閣府本府は、次のような処置を講じていた。

- ア 内閣官房及び内閣府本府は、本件事態について、平成29年1月までに、現況や亡失の状況を調査把握して、物品管理簿及び物品供用簿の記録の修正等所要の手続をとり、また、財務大臣が指定する取得価格が50万円以上の機械等2個の亡失があった内閣官房は、内閣総理大臣に当該物品の亡失報告を行うとともに、物品亡失通知書を財務大臣及び本院に提出した。
- イ 内閣官房は、29年1月に物品の管理に関するマニュアルを改訂して、物品供用官が物品の管理に必要な物品の設置場所、不要となる物品の有無等の情報を、物品の設置、使用等を担当する職員(業務担当職員)から取得した上で、これらの情報を物品供用簿や物品請求書に記録するなどの手続を定めて、業務担当職員と物品供用官との間の連絡体制を整備した。
- ウ 内閣府本府は、29年1月に物品の管理に関するマニュアルを改訂して、イと同様の手続を定めて業務担当職員と物品供用官との間の連絡体制を整備するとともに、自らが直接管理する建物以外に設置されている物品等のうち防災通信設備・機器については、29年4月に業務担当職員のうち1名を分任物品管理官として指定して、物品供用官が行う事務を含む物品の管理に関する事務を直接行わせることとした。また、上記マニュアルの改訂において、組織の新設・統廃合及びそれに伴う執務室の移転の際に物品の管理についての検査を行うよう事務手続を定めた。
- エ 内閣官房及び内閣府本府は、職員に対して、29年2月及び同年5月に物品の管理等に関する研修等を行い、物品を適正に管理することなどの重要性について周知徹底を図るとともに、今後も定期的に物品の管理等に関する研修を行うこととした。

○内閣府(金融庁)

・預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について(内閣府特命担当大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

金融庁は、預金保険機構の金融機能早期健全化勘定の利益剰余金について、他の勘定に欠損金や含み損等が発生していること、金融資本市場の状況、金融システムの安定化のために巨額の国民負担が確定しているというこれまでの経緯等を総合的に踏まえつつ、所要の検討を行っている。

○総務省

・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について(総務大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

総務省は、次のような処置を講じていた。

ア 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構と協議して、第1期中期目標期間(平成19年10月から24年3月まで)の終了後、利益剰余金のうち、次期中期目標期間に繰り越すべき金額を控除した残額である郵便貯金勘定382億2028万円、簡易生命保険勘定108億2794万円、計490億4822万円を24年7月に機構から国庫に納付させた。

イ 国庫納付の在り方について所要の検討を行った結果、機構が中期目標管理法人に分類され、業務を履行するために保有する必要がない利益剰余金は中期目標期間終了ごとに国庫納付することとなったことなどにより、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるように制度を整備することは困難であるとの判断に至っていた。また、機構の評価に関して有識者会議で機構の中期目標期間は5年が適当であるとの結論を得たことを勘案して、29年4月から始まる中期目標期間は期間を短縮せず、引き続き5年とすることとした。

なお、機構と協議して、第2期中期目標期間(24年4月から29年3月まで)の終了後、利益剰余金のうち計520億5078万円を29年7月に機構から国庫に納付させていた。また、今後も利益剰余金が発生することが見込まれることから、29年6月に機構に対して通知を發し、独立行政法人通則法等により報告を受けているものに加えて、毎事業年度の終了後に国庫納付が可能な額の検討結果とその算出過程を報告させることとした。

・国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付額算定のための報告について(総務大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

総務省は、平成29年4月に都道府県に対して事務連絡を發して、報告書等に未提供国有財産及び返還国有財産を計上しないこととする取扱いを明示するとともに、新規提供国有財産及び返還国有財産について防衛省通知に記載されている情報を用いて的確に把握して報告書等を作成することを周知する処置を講じていた。

○外務省、独立行政法人国際協力機構

・政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

外務省及び独立行政法人国際協力機構は、次のような処置を講じていた。

- ア 無償資金協力について、機構は、事業実施機関に働きかけを行い、その結果、事業実施機関は機材の修理に着手するなどした。また、機構は、平成29年6月に関係部署に通知を発して、調達機材の使用状況等を報告書等により確認することとしている場合、報告書等を提出させるなどして調達機材の維持管理の状況を適切に把握することとするなどした。
- イ 草の根・人間の安全保障無償資金協力(草の根無償)について、同省は、事業実施機関等に働きかけを行い、その結果、職業訓練校の学生数が増加し、実習棟は活用されていた。また、同省は、29年6月に在外公館に通知を発して、職業訓練校の実習棟の改修等を行うに当たり、企業からの需要を踏まえて学生定員数を決定している場合、事業計画策定時に関係機関を通じて企業の需要を把握することとした。
- ウ 草の根無償及び技術協力について、同省及び機構は、事業実施機関等に働きかけを行い、その結果、当該施設で研修が実施されるなどした。また、同省及び機構は、29年6月に在外公館及び機構の関係部署に通知を発して、草の根無償で建設された施設を拠点とした技術指導を実施する場合、事業計画策定時に施設の持続的な運営管理についての具体的な検討を十分に行うこととした。
- エ 技術協力について、機構は、当該病院の医療機材利用者等に研修を実施するなどした結果、異常な高電圧等を原因とする医療機材の故障が発生していないことを確認した。また、機構は、29年6月に関係部署に通知を発して、医療機材の更新等を行う場合、利用者等に対して、過去の無償資金協力等における故障の教訓を踏まえた取扱いを確実にを行うための指導を行うこととした。
- オ 有償資金協力について、機構は、29年6月に関係部署に通知を発して、既存港を代替して補完するコンテナターミナルを整備する場合、港湾利用者の需要等や既存港の拡張可能性等についての検討を十分に行うなどして、新規整備コンテナターミナルで取り扱われることとなるコンテナ貨物取扱量の需要予測の検討を適切に行うこととした。

○文部科学省

・学校施設環境改善交付金等における学校給食施設事業に係る交付額の算定について(文部科学大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

文部科学省は、次のような処置を講じていた。

- ア 平成28年10月に都道府県に対して通知を発して、交付対象建築費の算定誤りにより交付金が過大に算定されていた事業主体等に対して、超過面積分の建築工事費を交付対象建築費から除外して、改めて実績報告及び額の確定を行わせ、過大となった交付金の返還を求めた。そして、事業主体は29年4月までに過大となった交付金を返還した。
- イ 28年10月に都道府県に対して通知を発するとともに、29年6月に都道府県等の担当者を対象とした会議を開催して、都道府県を通じて事業主体に対し、学校給食施設事業に係る交付対象建築費の算定の際に、当該施設の延べ床面積が基準面積を上回っている場合において、超過面積分の建築工事費を交付対象建築費から除外する必要があることを明確に示して周知した。また、同年7月に都道府県に対して事務連絡を発して、都道府県を通じて事業主体に対し、超過面積分の建築工事費を交付対象建築費から除外する際の具体的な算定方法を明確に示して周知した。

○文部科学省

・高等学校等就学支援金の受給資格の認定等について(文部科学大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

文部科学省は、平成29年3月に高等学校等就学支援金事務処理要領を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 知事等が受給資格の認定等に当たり学校設置者に受給資格認定申請書等の確認作業を委託する場合には、学校設置者における確認結果が法令にのっとり適切に確認されたものとなっているか抽出して調査するなどして確認結果の妥当性についての検証を行い、確認作業が適正かつ確実に実施されるよう指導監督することについて、同事務処理要領に明記した上で、その内容を都道府県に周知徹底した。

イ 就学支援金を充てるべき授業料債権が存在しない場合の就学支援金の学校設置者から生徒への引渡しについて、知事等は、特段の事情がある場合を除き速やかに生徒に引き渡すよう学校設置者への指導を行うとともに、学校設置者に引渡し状況の報告を求めるなどして就学支援金が生徒に適時適切に引き渡されることを確保することについて、同事務処理要領に明記した上で、その内容を都道府県に周知徹底した。

一方、同省は、国外に在住している保護者等の収入の把握方法やその収入を考慮した受給資格の認定等の方法については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律が25年度に改正された際に衆議院及び参議院において行われた附帯決議により求められた制度改正による効果や影響等についての検証を行うために外部有識者からなる会議を29年4月に設けたことから、同会議での議論も踏まえて、引き続きこれを検討していくこととしている。

・国立大学法人が保有する研究設備の共同利用について(文部科学大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

文部科学省は、次のような処置を講じていた。

ア 平成29年1月から3月までの間、国立大学法人向けの説明会等において、複数の研究分野において利用可能なため要求概要において共同利用の用に供するとして補助金の交付を受けて整備する研究設備について、共同利用の用に供することを十分に検討するよう各国立大学法人に対して周知した。

イ 上記の説明会等や28年10月及び29年1月に開催された会議等において、各国立大学法人の研究設備の共同利用の取組状況についての情報を収集するなどして把握するとともに、各国立大学法人に対して、研究設備の共同利用を促進させている事例等の有用な情報の提供等を行った。

○厚生労働省

・病床転換助成事業の実施に当たり社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金について(厚生労働大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 社会保険診療報酬支払基金(支払基金)に剰余金として保有されている病床転換支援金(支援金)の活用等については、同省に設置された社会保障審議会の療養病床の在り方等に関する特別部会での議論等を踏まえて、病床転換助成事業(転換事業)における療養病床の転換先の施設として、新たに創設される介護保険施設である介護医療院を加えることとし、また、転換事業の

実施期限(平成36年3月末)においてもなお剰余金として保有されている支援金がある場合には、剰余金に含まれる国庫補助金相当額を支払基金から国庫に納付させることとした。そして、これらを実施するために必要な「高齢者の医療の確保に関する法律」(高齢者医療確保法)等の改正等を盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を作成した。「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(地域包括ケア強化法)は、29年6月2日に公布され、転換事業に係る改正部分については30年4月1日から施行することとされた。

- イ 支払基金において国庫補助金相当額が含まれる支援金の一部を特別会計の事務費勘定に繰り入れて事務費の財源に充当していた経理については、支払基金に対して、28年度以降は支援金を事務費勘定に繰り入れることのないよう指導するとともに、既に事務費の財源に充当されていた支援金に含まれる国庫補助金相当額については、地域包括ケア強化法により改正された高齢者医療確保法に基づき、支払基金から国庫に納付させることとした。

・国民健康保険等における海外療養費の支給について(厚生労働大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

- ア 平成28年2月に国民健康保険法施行規則等を改正し、同年3月に都道府県等に対して通知を発して、同年4月以降の海外療養費の支給申請については、パスポート(写し)の提出を受けるなどして市町村及び後期高齢者医療広域連合(広域連合)(これらを「保険者等」)が被保険者の海外渡航期間を確認することなどについて保険者等に周知した。さらに、29年8月に都道府県等に対して通知を発して、国内に住民票を有しているものの、実際には海外に長期滞在する者が、海外療養費の支給申請を行った場合には、その者が市町村又は広域連合の区域内(市町村等の区域内)に生活の本拠を有する者であり、国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者資格を有する者であるかについて適切な審査を行う必要があることを保険者等に周知した。

また、上記の通知において、審査の具体的な方法等についての技術的助言として、保険者等において、海外療養費の支給申請の際にパスポート等を確認するとともに、渡航の理由、居住実態等について聞き取りなどを行って詳細を把握すること、その上で、1年に1回程度短期の帰国をした上で複数件の海外療養費をまとめて申請する者、複数年にわたり長期の国外滞在を繰り返している者等、国内に居住実態がない可能性がある者については、その情報を市町村の住民基本台帳担当部門に提供するなどして、住所認定について同部門との適切な連携を図り、市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかについて審査を行うことを保険者等に周知した。

- イ 29年8月に都道府県等に対して通知を発して、標準額の具体的な算定方法として、国内の保険医療機関等における傷病ごとの診療実日数、診療行為別点数等を集計した社会医療診療行為別統計に基づく算定方法を保険者等に周知した。

○厚生労働省

・地域雇用創造推進事業及び実践型地域雇用創造事業の実施による効果の把握等について(厚生労働大臣宛て)

(平成26年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 平成28年6月に実施要領及び募集要項を改正し、協議会において、アウトプット実績及びアウトカム実績を個別事業の受講申込書、利用者アンケート調査票等に基づき適切に把握すること、個別事業の利用対象者を明確にして利用対象者の範囲の設定等を適切に行うこと、また、都道府県労働局(労働局)においてそれらの確認を適切に実施することなどについて、それぞれ実施要領及び募集要項に明示するなどして、労働局等に対して周知した。

イ 28年6月に実施要領及び募集要項を改正し、人材育成メニュー等に係る個別事業の対象について、原則として地域求職者とするを実施要領及び募集要項に明示するなどして、労働局等に対して周知した。また、地域求職者が対象となっていない人材育成メニュー等に係る個別事業については、労働局から地域求職者以外の者の利用の実態等を報告させ、その原因等を検証して、29年7月に、検証結果を踏まえた個別事業の周知方法や実施時期等に係る改善策を労働局等に対して周知した。

○内閣府(内閣府本府)、厚生労働省

・地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の算定について(内閣総理大臣及び厚生労働大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省及び内閣府は、助成金又は補助金の過大な交付を受けていた11府県管内の15市町に対して過大に交付されていた助成金又は補助金の返還等の手続を行わせる処置を講じていた。

また、同省は、平成29年2月に会議を開催して、実施要綱に規定されている加算分の算定の趣旨について、都道府県及び都道府県を通じて市町村に対して周知徹底するとともに、同年4月に実施要綱を改正して加算の算定対象とすることができる場合をより明確に規定して、その内容を都道府県及び都道府県を通じて市町村に対して周知徹底した。

○厚生労働省

・日雇労働求職者給付金に係る制度の運用について(厚生労働大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記事項：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

厚生労働省は、平成28年12月に都道府県労働局(労働局)に対して通知を発したり、業務取扱要領及び不正受給対策業務関係要領を改正したりするなどして、次のような処置を講じていた。

ア 労働局等に対して、失業認定や事業所調査の際に、日雇労働被保険者の就労実態等により日雇労働被保険者資格の確認を十分に行い、一般被保険者等への切替えなどの取扱いを適正に行うよう指示した。

イ 労働局等に対して、失業認定に当たり、日雇労働被保険者の労働の意思の有無等を確認するために、就労状況等の確認に使用する書類等を不正受給対策業務関係要領等に具体的に示した上で、日雇労働被保険者に対する聴取等によりその確認を十分に行うよう指示した。

ウ 労働局等に対して、日雇労働被保険者に対する就労状況の聴取等により支給要件の確認を十分に行わせるとともに、調査すべき事業所の選定基準や調査内容等を具体的に示した上で計画的な事業所調査等を実施させることとし、不正受給を防止するための取組を効果的に実施する

よう指示した。

・ **生活福祉資金貸付事業の実施のために保有されている資金の規模等について(厚生労働大臣宛て)**

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省は、平成29年8月に国庫補助金の交付要綱を改正して、都道府県の社会福祉協議会(社協)の保有資金の額が今後別に定める判断基準に照らして適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部を国庫に返還させることができるようにするとともに、都道府県に対して交付要綱を改正した旨を周知していた。

一方、同省は、上記判断基準の作成については、都道府県社協からの意見を徴するなどした上で評価項目等の詳細について具体的な検討を進めているところであり、判断基準の周知や適切な評価等の仕組みの整備については、判断基準を作成した後に都道府県に対して通知を发出するとしている。

・ **地域支援事業交付金の交付額の算定について(厚生労働大臣宛て)**

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省は、平成29年6月に地域支援事業交付金交付要綱を改正して、交付金の交付額の算定に当たっては、指定介護予防支援に係る業務の実施に要した経費に相当する額を交付金の対象経費から控除することなどとする算定方法を定め、同月に通知を發して、改正した同要綱を都道府県を通じて市町村に周知する処置を講じていた。

・ **国民健康保険の療養給付費負担金等の交付額の算定における医療機関等に対する加算金の取扱いについて(厚生労働大臣宛て)**

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、平成29年4月に交付要綱を改正して、療養給付費負担金等の交付額の算定に当たっては、偽りその他不正の行為によって療養の給付等に関する費用の支払を受けた医療機関等に対する加算金の額を医療給付費の額から控除することを明記して、その控除方法を定めるとともに、同月に通知を發し、都道府県を通じて市町村等に対して周知する処置を講じていた。

・ **第三者行為災害において取得した求償権の債権管理等について(厚生労働大臣宛て)**

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 平成29年1月に通達を改正するなどして、無資力等の状態にある第三者に係る事案について、会計法令に基づき納入の告知、履行延期の特約等の手続を適切に行うこととした。

イ アに基づき、同年2月に都道府県労働局(労働局)の担当課長を対象として開催した会議において、労働局が納入の告知、履行延期の特約等の手続を適切に行うよう周知徹底を図った。また、求償権の行使が差し控えられていた事案のうち求償権が時効によって消滅していないものについては、28年12月に関係労働局に対して事務連絡を發して、当該労働局において改めて調査確認を行うとともに、個別の事情等も考慮した上で、速やかに納入の告知等を行うよう指示した。

○農林水産省

・家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について(農林水産大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

農林水産省は、平成25年3月に、鹿児島県から国庫補助金相当額の返納について詳細な返納計画を提出させた上で、本院指摘の趣旨に沿い、34事業主体のうち9事業主体について、18年度から23年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額(要返納額)の全額に24年度に発生した利子を加えた額を25年4月に国庫に返納させる処置を講じていた。また、他の8事業主体について、上記の返納計画に基づき分割して返納させることとした上で、要返納額にその後発生した利子を加えた額を、5事業主体については28年4月までに、3事業主体については29年4月までに、それぞれ国庫に返納させる処置を講じていた。

一方、同省は、残る17事業主体について、上記の返納計画に基づき、要返納額にその後発生する利子を加えた額を24年度から29年度までに分割して返納させることとしており、返納計画に沿って、上記の額の一部について25年4月、26年4月、27年4月、28年4月及び29年4月にそれぞれ国庫に返納させていて、残りの要返納額についても、今後返納させることとしている。

・農業農村整備事業の実施における既存公共施設等の移設補償費の算定について(農林水産大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

ア 既存公共施設等の移設補償費の支払額又は国庫補助金等が過大となっていた事業主体に対して、過大となっていた支払額又は国庫補助金等が返還されるよう既存公共施設等の管理者と協議を行うよう指導した。その結果、平成29年3月までに過大となっていた支払額及び国庫補助金等の全額が国庫に返還された。

イ 適正な、代替施設の建設による場合の補償費の算定が行われるよう、同年2月に「既存公共施設等の機能回復補償に係る建設費の細部運用について」の一部を改正して、代替施設を建設するために必要な費用から既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分を控除しないことができる場合に該当するか否かについての判断方法及び判断基準を明示した。そして、事業主体に対して、同年2月から5月までの間に開催した会議等においてその内容を周知及び助言するなどした。

・国有林野事業における立木販売に係る造材作業及び集材作業に係る経費の積算について(林野庁長官宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

林野庁は、平成28年11月に北海道、東北、九州各森林管理局に対して通知を発するなどして、高性能林業機械の使用実態を踏まえて積算基準を改正させて、29年4月以降に行う立木販売に係る造材作業及び集材作業に係る経費の積算に適用させることとする処置を講じていた。

・ **森林病害虫等防除事業等における樹幹注入の補助単価の設定について(林野庁長官宛て)**

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

林野庁は、平成29年3月に森林病害虫等防除事業実施要領(要領)を改正して、都道府県が樹幹注入剤の取引の実態に係る調査を毎年度行って実勢価格を適切に把握して、その結果を踏まえて補助単価を設定するよう定めるとともに、同年4月に開催した会議において、都道府県に対して要領の改正内容を周知する処置を講じていた。

・ **木造公共施設等の整備事業における補助対象とする工事の範囲及び事業の採択基準について(林野庁長官宛て)**

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

林野庁は、次のような処置を講じていた。

ア 平成29年3月に森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領等(要領等)を改正して、地域材の利用促進に直接寄与しない設備工事等を補助対象から除くこととするなどして補助対象の範囲を明確にした上で、同年4月にこれを都道府県及び都道府県を通じて事業主体に対して周知した。

イ 28年10月に通知を発して、地域材の利用を促進するために整備事業を効率的、効果的に実施することの重要性について、都道府県及び都道府県を通じて事業主体に対して周知し、また、29年3月に要領等を改正して、整備事業の採択基準について、地域材利用割合に関する具体的な基準を設けて、同年4月に当該基準の内容について、都道府県及び都道府県を通じて事業主体に対して周知した。

・ **強い農業づくり交付金事業等によるTMRセンターの整備に係る事業効果について(農林水産大臣宛て)**

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

ア 平成28年10月に地方農政局等(農政局等)に通知を発して、農政局等から都道府県に対して、地域の農家から完全混合飼料(TMR)の原料となる自給飼料を調達したり、市町村等から技術指導や情報提供を受けたりすることなどにより、地域の農家、市町村等と連携することの重要性について事業主体に周知するとともに事業実施計画の審査に当たってはTMR等の飼料生産の基盤施設であるTMRセンター(センター)と地域の農家、市町村等との連携について十分に審査するよう指導した。また、農政局等から都道府県及び市町村に対して、センターに十分に技術指導や情報提供を行うなどしてセンターとの円滑な連携を図るよう要請した。

イ 都道府県及び農政局等に対して、28年10月に農政局等に通知を発して、計画値等の達成状況の確認、達成されていない場合の原因分析及びこれに基づく改善に向けた指導を十分に行うよう指導するとともに、29年1月に取組事例集を作成し都道府県及び農政局等に配布したり、同年6月に指導に当たっての留意事項を農政局等に通知したりなどして周知した。

○農林水産省

・経営体育成支援事業における経営改善目標の設定及びその達成状況の確認等について(農林水産大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

- ア 平成29年3月に経営体育成支援事業実施要綱を改正して、経営改善目標に係る現状値及び実績値等について、地域協議会等(協議会等)が数値を客観的に確認できる資料により確認を行うこと及び当該資料を協議会等において事業終了年度の翌年度から5年間保存することを定めた。
- イ 29年3月に地方農政局等(農政局等)に事務連絡を発して、農政局等から協議会等に対して、各経営体の経営改善目標に係る事業計画時の現状値及び実績値等を正確に確認することが、経営改善目標における数値目標を設定したり、経営改善効果を踏まえて各経営体に対する改善措置を講じたりなどする上で重要であることを周知した。
- ウ 29年3月に農政局等に事務連絡を発して、経営改善目標を達成したとしていたが実際には達成していなかったものについて、農政局等から協議会等に対して、経営改善目標の達成に向けて改善措置を検討し、経営体に対して経営改善に向けた取組を行わせるよう指導した。

・都市農村共生・対流総合対策事業の実施について(農林水産大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、都市農村共生・対流総合対策事業を組み込んで平成28年度に新設した農山漁村振興交付金事業において、次のような処置を講じていた。

- ア 28年10月及び11月に地方農政局等(農政局等)を通じて事業主体に対して通知を発したり、29年2月に公表した公募要領において数値目標の設定方法を示したりなどして、数値目標を適切に設定するよう指導した上で、同年3月に実施要綱等を改正して、取組に対応した数値目標を設定するよう定めた。
- イ 28年9月に農政局等に対して通知を発したり、アの公募要領において、実施する事業が自立的、継続的なものとなるために取り組む内容を事業実施提案書(提案書)に記載させることを具体的に示したり、担当者会議で数値目標の設定例を示したりなどして、提案書の採択等に当たっては、取組に対応した数値目標及び事業完了後も自立的、継続的に実施していく方策を事業主体に確実に提案書等に記載させ、数値目標の設定の妥当性及び事業完了後の自立的、継続的な取組への展開の可能性について適切に審査するよう指導した。
- ウ 28年9月に農政局等に対して通知を発して、事業完了後に自立的、継続的な取組へ展開していくことの重要性について周知した。これを受けて農政局等は、同年10月及び11月に事業主体に対して通知を発して上記の趣旨を周知した。また、同年9月に発した通知において、取組の実施や数値目標の達成状況が低調となる場合に、農政局等が事業主体に対して改善を促すための重点的な指導、助言等を行うことを示し、さらに、アの実施要綱等の改正において、重点指導の対象とする範囲を拡充するなどして、適時適切な重点指導を行うよう指導した。

・機能保全計画に基づく漁港施設の維持管理について(水産庁長官宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

水産庁は、平成28年12月に関係都道府県に対して通知を發して、漁港管理者として、機能保全計画に基づいて機能保全工事や点検結果の記録及び保存を適切に実施すること並びに施設情報を保存することの重要性を周知徹底するとともに、漁港管理者である関係市町村にその旨を周知徹底するよう求めて、機能保全計画に基づいて施設の維持管理が効率的に行われるよう助言するなどの処置を講じていた。

○経済産業省

・自家発電設備導入促進事業等の効果の把握について(資源エネルギー庁長官宛て)

(平成26年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

資源エネルギー庁は、自家発電設備導入促進事業等(自家発事業)の事業効果について改めて検証を行うとともに、平成28年2月から、事業効果を把握して検証する方法についての知見を蓄積するために、自家発事業において補助を受けた事業者へのヒアリング等によるフォローアップ調査を実施していた。そして、同庁は、将来同様の電力需給のひっ迫等に対する緊急措置的な事業を実施する場合に備えて、フォローアップ調査等により蓄積された知見を踏まえ、制度設計に活用する方法を検討し、29年6月に、今後事業を実施する際に補助金等の交付要綱に規定すべき事項等をまとめるなどの処置を講じていた。

○国土交通省

・電線共同溝における無電柱化の効果について(国土交通大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して、平成26年11月に通達を發して、電線共同溝の整備完了後の占用の許可を申請した電気事業者、電気通信事業者等(これらを「占用予定者」)に対して電線等を速やかに撤去するよう要請することを周知した。また、事業主体に対して、27年8月に通達を發して、電線共同溝整備計画(整備計画)に電柱の撤去予定時期を記載することとしてその進捗管理の徹底を図るよう周知し、地元関係者の実情を踏まえた整備計画の策定又は見直しをするなどして計画的な無電柱化の推進を図るよう周知した。

イ 電線共同溝の整備前及び整備後において、将来の需要に応じて必要となる電線の条数及びその入溝状況を抽出調査し、その実態を把握するなどして、整備する管路の必要条数を事業主体に決定させるための方策を検討した。そして、事業主体に対して、29年7月に通達を發して、整備する管路の必要条数は、電線共同溝の建設後直ちに入溝が想定される現況の需要に応じた電線の条数に、占用予定者から事業主体に提出される書類等により入溝予定時期を確認できる電線の条数を加えた数に限ることなどを周知した。

○国土交通省

・道路事業、河川事業及び砂防事業において取得した電気通信設備の物品管理簿への記録について(国土交通大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

- ア 電気通信設備の物品管理簿への記録状況を把握し、この内容を基に、物品管理簿に記録されていなかったり、物品管理簿の数量等を減ずることなく記録したままとなっていたりなどしている電気通信設備について平成29年3月末までに物品管理簿に適切に記録した。
- イ 地方整備局等及び河川国道事務所等(地方整備局等と河川国道事務所等を合わせて「事務所等」)に対して、28年12月に事務連絡を発し、また、29年2月に開催された物品管理事務担当者会議等において、電気通信設備を物品として取得するなどした際に、物品管理簿に速やかに記録するよう指導した。
- ウ 事務所等に対して、28年12月に事務連絡を発して、電気通信設備が道路附属物等となった際に、速やかに物品管理簿の数量等を減ずることなどについて周知した。

・都市防災総合推進事業における防災情報通信ネットワークの整備について(国土交通大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、平成28年12月に都道府県等に事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 27市区町に対して、防災行政無線の設備のうち耐震性が確保されていない建物等に設置されている設備について、地震発生時に有効に機能させるために、耐震診断や設備の移設等の対策方法、時期等の各設備に応じた必要な措置を講ずるための計画を29年2月までに策定させて、当該計画に基づき改善させることとし、改善の進捗状況について定期的に確認することとした。
- イ 地方公共団体等に対して、都市防災事業により整備する防災情報通信ネットワークを地震発生時に有効に機能させるために、整備に当たっては、その設備の設置場所に係る耐震性を確保しなければならないことについて周知した。

・木造公営住宅等の設計及び施工における事業主体の確認等について(国土交通大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、木造公営住宅等の建築に当たり建築物の安全を確認する上で重要な建物の外側の隅の柱と土台等とを接合する金物等の設計や施工が適切に行われているかなどの確認等を行うことができるチェックリストを作成した。そして、平成29年3月に都道府県及び政令市に対して通知を発して、事業主体がチェックリストを活用した工事監理等の状況を設計事務所等に報告させてその内容の確認等を行うことができるようにするなどの再発防止策を事業主体に対して周知する処置を講じていた。

・電線共同溝整備事業に係る建設負担金の算定に適用する年利率について(国土交通大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、平成29年7月に、建設負担金の算定に適用する年利率を金利情勢等を勘案して4.0%に改め、当該年利率を適用した標準単価を設定するとともに、地方整備局等及び都道府県等に対して事務連絡を発して、同年8月以降に算定する建設負担金から当該標準単価を適用するよう周知する処置を講じていた。

・新重点密集市街地の解消に向けた事業の実施等について(国土交通大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、平成29年1月に市区町の担当者を対象とした説明会を開催するなどして、市区町に対して次のような処置を講じていた。

- ア 新重点密集市街地内に一時避難場所等が指定されている地区について早期に最低限の安全性を確保して新重点密集市街地を解消することの重要性等について、避難場所の安全性確保の必要性、避難場所に留意した密集市街地の改善整備の方法等を示すなどして周知徹底し、市区町からの個別の相談に応じて助言するなどした。
- イ 事業計画を作成すること、協議会等を設置すること及びハザードマップ等により新重点密集市街地の危険度を公表することの重要性等について、他の地区の取組事例を用いて情報提供するなどして周知徹底し、市区町からの個別の相談に応じて助言するなどした。
- ウ 地区の状況に応じて最低限の安全性が確保されているかきめ細かく適切に判定することについて、地区の面積が非常に大きい場合や飛び地を含めて1地区としているなどの場合は地区を分割するなどして適切な地区の単位で判定することを具体的に明示し、市区町からの個別の相談に応じて助言するなどした。さらに、市区町が毎年度同省に報告することとなっている新重点密集市街地の改善整備の進捗状況等を把握する調査のための手引を29年2月に改訂して、上記の判定方法等を具体的に明示した。

・離島航路運営費等補助金の交付額の算定方法及びその審査について(国土交通大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

- ア 平成29年6月に離島航路運営費等補助金(補助金)の実施要領を改正して、科目別見込額の算定方法について、過去3年間の実績の平均値等を用いることを原則とすること、それ以外の算定方法を採用する場合は理由を明記することなどを定めて、補助事業者に対して周知した。
- イ 同月に補助金の交付要綱等を改正して、内定時の審査に当たり、補助事業者が科目別見込額の算定方法として原則以外の方法を採用している場合は、当該科目別見込額の妥当性を審査し、審査結果を記録すること、また、補助金の額の確定における審査に当たり、補助事業者の実績額と科目別見込額との比較表を作成させて、大幅な差異がある科目はその理由を明記させてこれを提出させることとした。

○環境省

・除染事業等における仮置場の整備について(環境大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

環境省は、次のような処置を講じていた。

- ア 平成29年5月に、除染仮置場の造成に当たっては、沈下の予測結果を踏まえて排水勾配の見直しを行うなど、コンテナ等の上載荷重等により生ずるおそれのある基礎地盤の沈下を考慮した設計方法を策定した。また、沈下が見受けられた際の対応について検討した結果、既存の仮置場等において沈下のおそれがあるものについては、必要に応じて地盤の状況等を確認しながらコンテナの積上げ段数を制約するなどの取扱いを定めた。
- イ 除染仮置場及び廃棄物仮置場の囲い柵については、28年11月までに、現地の状況を踏まえた設計風速及び安全率を用いて設計し、補強工事を実施した。そして、29年5月に上記の囲い柵に作用する設計風速、安全率等について現地の状況を踏まえた設計基準を策定し、補強工事後の囲い柵について、改めて当該設計基準に基づき安定計算を行い、所要の安全度が確保されていることを確認した。

○防衛省

・防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について(防衛大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛省は、平成24年度には指定基準の見直しなどに係る検討のための基礎的な資料を収集し整理するために文献調査等を実施し、25年度にはテレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、26年度には25年度の検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査を実施して、その結果について検討委員会において検証を行い、27年度には検討委員会において26年度までの調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行った。これまでの調査結果等を踏まえて、28年度には航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。そして、29年度以降は、地元関係者に対して説明を行うなどした上で指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。

・国有財産台帳に記録する艦船の価格について(防衛大臣宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

防衛省は、次のような処置を講じていた。

- ア 平成28年11月に、艦船に係る国有財産事務を担当する横須賀、呉、佐世保、舞鶴各地方総監部に対して、造船会社から提出される生産明細書の国有財産の合計額を艦船取得時の国有財産台帳価格とすること、また、海幕通知に示されている耐用年数に対応した償却率を用いて適正に価格改定を行うことなどにより国有財産台帳に適正な台帳価格を記録させるとともに、29年3月に「国有財産増減及び現在額報告書」の誤びゅう訂正の報告を行った。
- イ 29年2月までに、艦船に係る国有財産台帳価格の記録に当たり、艦船取得時及び価格改定時の事務処理上の留意点等を明確にして、艦船に係る国有財産事務を担当する横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部及び第1術科学校に通知するなどして指導等を徹底するとともに、艦船に係る国有財産の事務担当者に対して、上記の通知等に即して周知徹底を図った。

○日本私立学校振興・共済事業団

・私立大学等経常費補助金の社会人の組織的な受入れに係る特別補助の取扱いについて(日本私立学校振興・共済事業団理事長宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

日本私立学校振興・共済事業団は、平成29年度からの社会人受入れ補助金の算定対象について、学部等に関しては、修業年限を超えた学生を含めることとならないよう、補助対象年度の25歳以上の入学者等に、また、研究科に関しては、研究科に在籍する学生のうち25歳以上要件を満たす者を一律に含めることとならないよう、文部科学省が実施している学校基本調査における社会人の定義に該当する補助対象年度の入学者に、要件等をそれぞれ変更するなどして、29年5月に各学校法人に対して事務連絡を発して周知するなどの処置を講じていた。

(注) 社会人の定義 ①職に就いている者、②給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者又は③主婦・主夫のいずれかに該当する者であること

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

・大口・多頻度割引制度における道路法令違反者に対する割引停止措置等の見直しについて(東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神各高速道路株式会社代表取締役社長宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都及び阪神各高速道路株式会社(これらを「高速道路6会社」)は、次のような処置を講じていた。

ア 割引停止措置等に係る更なる強化策として、利用約款等を改正し、当該改正を踏まえて「車両制限令違反者情報の集計及び大口・多頻度割引制度における割引停止措置等の実施マニュアル」(新マニュアル)を制定するなどして、平成29年4月から、軸重超過等の違反や措置命令発出基準未滿の違反に対しても違反点数を付与することとした上で違反点数の累計期間を四半期から2年に延長して、違反点数に係る従来の付与・累計方法では30点未滿となる違反を繰り返す道路法令違反者に対しても累計期間中の違反点数に応じて割引停止措置等を適用することとしたり、道路法令違反を理由とする告発について、その事実をもって割引停止措置等を適用することとしたりするなど適用要件の見直しを行った。

イ 高速道路6会社間で新マニュアル等に基づき割引停止措置等の適用に必要な道路法令違反者に係る違反履歴情報を集約して一元的に管理し、違反履歴情報の共有が適切に行えるよう体制を整備するとともに、交通管理部門と料金徴収部門間において違反履歴情報及び割引適用情報の共有が適切に行われるよう高速道路6会社においてその体制を整備した。

○日本郵政株式会社、日本郵便株式会社

・郵政総合情報通信ネットワークにおける新サービスの利用について(日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長及び日本郵便株式会社代表取締役社長宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社(両会社)は、次のような処置を講じていた。

ア 両会社は、無線LANサービスについて、平成29年3月までに、評価・調整作業を実施した。また、日本郵便株式会社は、リモートアクセスサービスについて、同月までに、既に利用を開始していた日本郵政株式会社から同サービスの接続形態について聞き取りを行い、当該接続形態の安全性を検証して、自社所有の端末機を使用することが同サービスを安全に利用することが可能な接続形態であることを明確にした。

イ 両会社は、同年6月までに、社内向け研修の実施や周知文書の発出により、無線LANサービス及びリモートアクセスサービス(これらを「新サービス」)の利用促進及び具体的な活用事例について周知するなど、全ての新サービスの利用対象者に対する利用啓発についての取組を実施した。

○日本年金機構

・健康保険及び厚生年金保険の未適用の事業所に対する適用促進の実施状況等について(日本年金機構理事長宛て)

(平成26年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示及び処置要求事項)

日本年金機構は、次のような処置を講じていた。

ア 厚生年金保険適用業務支援システムの改修経費等を考慮した結果、謄本記載情報の法人登記簿情報への追加は行わないこととし、また、各年金事務所において法人登記簿情報を活用し、事業実態のないことを確認した適用調査対象事業所を加入指導の対象外とするなどした。

イ 加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方について検討した結果、年金事務所ごとの業務の効率化等を考慮して、適用調査対象事業所数が一定数を下回る年金事務所では、原則として年金事務所が加入指導を行うこととした。また、加入勧奨は、新規に設立された法人等を対象として制度について周知するなどのために行うこととした上で、電話による加入勧奨(電話勧奨)及び訪問勧奨を行わずに文書勧奨及び受電業務を行うこととした。

ウ 平成27年9月に加入勧奨に係る委託契約を締結する際の仕様書等に、事業所の電話番号が不明の場合には訪問勧奨時の面談の際に電話番号を聴取することを明記した。

エ 28年3月に年金事務所に対して指示文書を発出して、事務処理手順等を改正するなどして、的確に立入検査の手続をとる方法を定めて、これを周知徹底した。

オ 加入勧奨に係る委託契約については、外部委託の在り方について検討した結果、電話勧奨を行わないこととしたため、電話勧奨経費は委託契約の対象経費に含まれないことになった。

○独立行政法人国際協力機構

・技術協力における研修員受入事業の実施について(独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

独立行政法人国際協力機構は、次のような処置を講じていた。

ア 機構本部は、平成29年6月に各国際センター及び各支部に指示して、29年度以降に実施される課題別研修を受講する技術研修員に対して最終報告書の提出の意義や重要性について来日時及び帰国前に周知させるとともに、最終報告書管理簿を作成させ、同管理簿により最終報告書の提出状

況を把握して提出期限までに提出されていない場合はメール等の方法により督促させたり、帰国した技術研修員(帰国研修員)が研修で学んだ知識等の所属組織における共有の状況等が最終報告書へ確実に記載されるようにしたりして、帰国研修員の活動状況や研修効果の発現状況を的確に把握する体制を整備し、最終報告書から得られた教訓等を研修の評価や研修の企画・立案等に適切に活用できるようにした。

イ 機構本部は、同月に各在外事務所及び各支所に指示して、帰国研修員の名簿を定期的に更新させるとともに、必要に応じて当該名簿を補完するために帰国研修員が任意で組織する同窓会の名簿を入手するなどして帰国研修員の所属組織や職務等の現況を把握させることなどにより、帰国研修員が開発途上地域における開発の中核を担う人材となっているかなどを的確に把握する体制を整備した。

○独立行政法人国立病院機構

・重症心身障害者等の日用品費に係る患者負担額の算定について(独立行政法人国立病院機構理事長宛て)

(平成26年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

独立行政法人国立病院機構本部は、関係団体等と調整するなどした上で、平成28年12月に73病院等に対して通知を发出し、重症心身障害者等に負担を求める趣旨等を周知徹底するとともに、患者負担額の具体的な算定方法等を周知して各病院が患者負担額を適切に算定できるよう処置を講じていた。

○独立行政法人都市再生機構

・賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について(独立行政法人都市再生機構理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

独立行政法人都市再生機構は、平成27年6月から28年3月まで外部機関を活用して保全工事の仕様、積算内容等の分析及び調査を行い、その後、調査結果等を踏まえて、適切な資産計上等が行えるよう工事費の範囲等の検討を行った。その結果、工事費のうち撤去費相当額については資産計上をしないこととする見直しを行い、同年11月に支社等にその旨を周知した。また、同年4月以降、団地別事業計画は策定しないこととされたが、機構は、29年1月に、見直し後の会計処理に基づく損益等が反映された個別団地の経営状況等を総合的に勘案の上、保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を効果的、効率的に行うよう、支社等に周知する処置を講じていた。

一方、機構は、上記の見直しに加えて、保全工事において除却される設備等の未償却簿価相当額を踏まえた資産計上等が行えるよう、外部機関を活用して、その算出方法等を検討している。

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

・高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：36条^(注) 処置要求事項)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、平成28年10月以降、8電気事業者と高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税の負担の在り方について協議を行い、各電気事業者に対して応分の負担を求める処置を講じていた。

なお、上記協議の結果、機構は、29年8月に8電気事業者との間で、電気事業者由来の高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税について、29年度納付分から8電気事業者が全額負担することとする覚書を締結していた。

(注) 8電気事業者 東北電力、東京電力ホールディングス(平成28年3月31日以前は東京電力株式会社)、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電の各株式会社

○国立大学法人京都大学

・職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の見直し等について(国立大学法人京都大学学長宛て)

(平成27年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国立大学法人京都大学は、次のような処置を講じていた。

ア 平成30年度以降の駐車整理業務については、契約の内容を見直して一般競争入札により契約を締結することとした。

イ 30年度以降の駐車整理業務に係る契約については、駐車整理料を京都大学の収入とすることにより、駐車整理業務により生ずる利益を京都大学が享受できるようにすることとした。また、毎年度、随意契約により、駐車整理業務を委託していた一般財団法人和進会(和進会)と協議して、和進会が管理している剰余金について、27年度の職員等駐車場委託契約において発生することが見込まれた額を加味した上で、納付しても業務運営に支障がないとされた額の4500万円を28年3月に京都大学に納付させるとともに、28、29両年度の職員等駐車場委託契約の内容を見直し、契約終了後に剰余金が生じている場合は、当該剰余金を納付させることとした。